

## 第1回 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会 議事録

日 時： 平成25年11月5日（火） 午後2時から午後4時

場 所： 門真市役所 本階4階 第8会議室

出席者： 西山 利正、吉岡 宗、副島 之彦、藤江 冬人、橋本 ハツミ、八尾 ひろみ、四橋 勝、高林 弘の、中道 寿一

事務局： 健康福祉部 下治部長

健康増進課 高田課長、桑野課長補佐、永谷主任、加藤

オブザーバー： 危機管理課 森井副参事

案 件： 1. 市長あいさつ

2. 委員紹介、事務局紹介

3. 会長及び副会長の選任について

4. 諮問

5. 議題

① 会議の公開について

② 新型インフルエンザ等対策行動計画策定の概要について

③ 会議の審議事項及び計画策定スケジュールについて

④ その他

事務局： 定刻になりましたので、ただいまから第1回門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、本日は、委員9名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、門真市薬剤師会副会長の坂出朱美様は、本日、日程の調整がつかませずご欠席でございます。

また、後日議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承ください。 なお、ご発言される場合は、会長が指名された後、お手元のマイクロホンのスイッチを入れ、マイ

クロホンをご自分の向きに調整のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

#### <配布資料確認>

それでは、レジュメに従い会議を進めさせていただきます。まず、開会に当たって市長よりごあいさつということになっておりますが、市長は他の公務が入りまして、代理として、北村副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長： 紹介のあった北村でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本来ならば市長が参りまして皆様にご挨拶すべきところでございますが、あいにく公務が重なっております。市長から委員の皆様へ方々よろしくとの伝言を預かってきております。本日はどうかよろしく願いいたします。それでは、第1回門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素、皆様方には市政の各般に亘り、温かいご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。また、このたびは当審議会の委員のご就任をお願いいたしましたところ、公私何かとご多忙の折にもかかわりませず快くお引き受けいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、委員の皆様方には、すでにご承知のとおり、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるよう緊急事態措置が求められておるところであります。そのような中、本年4月施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法第1条におきまして、市町村での行動計画の策定が義務付けられたところでありまして、本市といたしましても大阪府や他の地方公共団体等との計画等の整合性を確保しつつ、適切な役割分担のもと本市行動計画を策定してまいりたいと考えておるところであります。そして、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりに繋げてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては忌憚ないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

事務局： それでは、ここで各委員の方々を名簿順にご紹介させていただきます。

<委員紹介>

事務局： 事務局につきましても紹介をさせていただきます。

<事務局：紹介>

なお、新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合の事務局となります。危機管理課より副参事の森井がオブザーバーとして同席しております。

事務局： それでは、お手元の会議次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

次第3の「会長及び副会長の選任について」でございますが、会長及び副会長は、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項に規定されておりますとおり、委員の互選により各1名を定めることになっております。選出方法についてはどのようにいたしましょうか。

<「事務局に一任」との声あり。>

事務局： 事務局一任とのご提案をいただきましたが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは僭越ではございますが、私より会長及び副会長の指名について提案がございますので申し上げます。会長には、関西医科大学教授の西山委員を、副会長には、門真市医師会理事の吉岡委員にお願いしてはと存じますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」との声あり>

事務局： ありがとうございます。それでは、会長に西山委員、副会長に吉岡委員で決定させていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、西山会長、吉岡副会長、恐縮ですが順にご挨拶をお願いいたします。

会 長： ただいま会長に指名していただきました西山でございます。私は、公衆衛生学の中で、特に感染症を扱っております。そういうところで今回ご指名していただいたものと思います。力の限りご協力させていただきます。

副会長： 門真市医師会の吉岡でございます。西山先生と力を合わせて今回の仕事をがんばってまいります。

事務局： ありがとうございます。それでは、次第4の「諮問」に入らせていただきます。北村副市長より西山会長へ諮問をいたします。

<北村副市長「諮問書」朗読>

<北村副市長が西山会長に諮問書を手交>

事務局： ありがとうございます。なお、北村副市長につきましては、誠に恐縮ですが、公務のためここで退室させていただきます。

副市長： それではここで退室させていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局： それでは、これ以降の議事進行については会長にお願いしたいと思います。  
会長、よろしくお願ひいたします。

会 長： それでは、これ以降の進行を私から進めさせていただきます。

まず、会議に入ります前に、今日初めて顔合わせする委員の方もいらっしゃると思いますので、各委員の方々から簡単に一言ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。

#### <委員自己紹介>

会 長： どうもありがとうございます。それでは、会議次第に従いまして進行していきたいと思います。議題1の「会議の公開について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局： それでは、議題1「会議の公開について」説明させていただきます。本市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を審議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。本会議につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、公開とした場合の規定等の案を、資料としてお配りしております。具体的な公開方法等につきましては、市民の方に、会議の日程を市のホームページなどでお伝えし、当日お越しの方に傍聴していただくというものでございます。会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、過程の透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。会議開始から現時点までは非公開としておりますが、この場におきまして、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。事務局から提案のありました審議会の公開、非公開につきまして、各委員より意見等ございませんか。今回の審議会での内容が個人のプライベートなことに触れることはございませんので、基本的には公開と考えますが、承認ということでご異議ありませんか。

<「異議なし。」との声あり>

会 長： それでは、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。これについて、事務局より補足の説明があればお願いします。

事務局： それでは、ただいまご承認いただきました会議の公開についてですが、会議公開要領にも記載しておりますとおり定員を10名とし、当日先着順に受付をさせていただいた上で会場内に設置いたします傍聴席で傍聴していただくこととさせていただきます。

また、先ほども説明させていただきましたが、会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要が生じた際には、傍聴者には会長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっておりますのでよろしくをお願いいたします。さらに、配布しておりますもう1部の審議会傍聴要領につきましては、傍聴の際の注意点等として傍聴者に配布させていただきます。なお、本日の会議につきましては、事前にホームページで傍聴者の募集を行わせていただきました。

本日は現時点で傍聴希望者はおられませんので、その旨ご報告させていただきます。

以上でございます。

会 長： ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

各委員： ありません。

会 長： ここで議題2に入ります前に、今回、感染症につきましての基礎的な話しというところで、私の方から感染症についての資料を持ってまいりました。パワーポイントを使ってご説明いたしますので、準備ができるまでしばらくお待ちください。それではスクリーンをご覧ください。

<「インフルエンザの総論～予防と対策について」説明>

会 長： それでは、議題2の「新型インフルエンザ等対策行動計画策定の概要について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局： それでは、私の方から行動計画策定の目的、根拠、今後のスケジュール等につきまして、ご説明させていただきます。まずは、新型インフルエンザ等

対策本部条例について簡単にご説明いたします。資料2をご参照ください。本条例では、目的、組織、会議、部、委任について規定しています。本条例の附則にて、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正ならびに「門真市災害派遣手当等の支給に関する条例」の一部改正ならびに「門真市附属機関に関する条例」の一部改正もあわせて行っております。

次に、資料3ですが、附属機関の条例施行規則の一部改正にて新型インフルエンザ等行動計画審議会の委員を(1)～(7)までに規定しており、10名の方にご依頼しております。具体のメンバーは参考資料4をご参照ください。

次に、資料4の新型インフルエンザ等計画策定委員会設置要綱で規定している会議のメンバーと構成についてでございますが、委員会の構成とメンバーを第3条に、実務者会議の構成、メンバーを第7条でうたっております。これにつきましても資料6の概要図で示しております、3部構成で進めてまいりますのでご協力お願いいたします。

次に、資料5をご覧ください。今後のスケジュールでございます。10月2日に第1回策定委員会が開かれまして、10月25日は第1回の実務者会議、本日11月5日に第1回審議会を開きます。それぞれの第1回は計画策定の概要、今後のスケジュール等の説明になろうかと思っております。この後事務局で作成いたしました行動計画案「たたき台」を11月18日に予定の第2回実務者会議でご協議いただき、その修正案を第2回審議会に諮り、その修正案を第3回実務者会議でまとめ、第2回策定委員会に報告し、まとめたものをパブリックコメントに諮ります。市民の皆様の見解を踏まえ第4回実務者会議で再度検討し、修正した案を第3回審議会に諮り、最終案を第3回委員会でまとめた後、議会報告、公表となる予定でございます。なお、大阪府におきましては、大阪府の行動計画を10月7日に市町村への説明会を開催し、10月28日に公表しております。

次に、資料7をご覧ください。本市の行動計画の概要についてご説明いたします。まず1、策定の目的ですが、新型インフルエンザ等の発生に備え、門真市全体の態勢を整備するため、行動計画を策定いたします。計画の根拠

は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づいております。

次に、対象とする疾患ですが、感染症に規定しております新型インフルエンザ等感染症と新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものでございます。

次に、行動計画の構成であります。大阪府と連携を図っていく必要があること、門真市域が狭隘であることから、各段階における対策は大阪府の段階に合わせるとともに、大阪府の行動計画説明会の折に、本市行動計画に必置すべき項目等の指導もございましたので、その方向で作成してまいりたいと思っております。これはお手元の参考資料2「大阪府の行動計画」、参考資料3「新型インフルエンザ等対策市町村行動計画チェックリスト案」をご覧いただきたいのですが、特にチェックリストの9ページをご覧ください。最後の所に凡例がございます。二重丸は市の行動計画でも必ず入れてほしい項目、一重丸は記載が望ましい項目、黒丸は必ずしも項目立てする必要はないが、内容は、発生段階における対策に記載すべきもの、△は必ずしも記載を求めないもの、府は府独自の項目ということでございますので参考にしていただければと存じます。

対策実施上の留意点としましては、基本的人権を尊重するとともに、国、府、関係機関と相互に連携、協力し、対策の適格かつ迅速な実施に万全を期したいと思っております。

発生時の被害想定としましては、過去のデータをもとに政府が算出した数値をベースに致命率を中程度として試算しますと、本市では医療機関を受診する患者は約2万5千人、入院患者は約530人、死亡者は約170人と想定しております。また、行動計画の主要項目は、①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止策、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保の6項目としております。各段階における対策としましては、先ほど申し上げましたとおり、大阪府に合わせまして、「未発生期」、「府内未発生期」、「府内発生早期」、「府内感染期」、「小康期」の5段階に分けております。

次に、資料9「門真市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（案）」をご覧ください。資料作成の段階では（案）とさせていただきますが、本日付

けで決裁しております。本市対策本部の主な特徴といたしましては、第6条で任意の対策本部の設置をうたっております。特措法第34条では緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないとありますが、本市の場合、より早く行動しようと大阪府が対策本部を設置するタイミングで、対策会議を開き、まん延の状況に合わせ任意の対策本部なるものを立ち上げまして、緊急事態宣言が出されたときは法第34条の規定による対策本部に切り替えようとするものでございます。加えて、対策会議の会長は、市長に対し任意の対策本部を設置を要請できるようにしてございまして、早めの対策を講じることができるよう規定しております。資料8の対策本部並びに対策会議の概要図でご確認ください。なお、事務局についてでございますが、対策会議及び任意の対策本部の事務局は健康増進課で、特措法に基づく緊急事態宣言後の対策本部は、危機管理課で行うこととし、健康増進課から危機管理課への事務引き継ぎにつきましては、直ちに行うことができるよう、連絡調整を密にしたいと思っております。最後に参考資料1の特措法に対応するための医学的・公衆衛生学的知識についてでございますが、感染症とは何か、特措法の対象疾病などわかりやすく書かれておりますので、参考にさせていただければと思います。簡単ですが、以上で説明を終わります。

会 長： ただいまの説明について委員の皆様からご質問、ご意見などございませんでしょうか。

副会長： 事務的なことはよくわからないのですが、簡単にお聞きしますと、ここで議論したことをそのまま市長へと答申として提出し、その後行動計画に沿って対策本部が設置され、それぞれの役割につかされると認識してよいのでしょうか。

事務局： そのとおりです。

会 長： 他にご意見等はございませんか。私の方から大阪府の行動計画を基本にして門真市においても行動計画を策定するとお聞きしていますが、大阪府の行動計画を基本に門真市において策定する場合の留意点等がありますか。  
また、門真市の特徴などにより感染が広がりやすいなどございますか。

事務局： 今後、委員の皆様のご意見をいただきながら、本市の行動計画に盛り込

んでいきたいと思っています。

会 長： ありがとうございます。高林委員のほうでは、そのあたりのことは把握されていますか。

委 員： 特徴は各市町村それぞれだとは思いますが。医療機関が多い、少ないというものがあります。市によっては広域の医療機関がないところがありますので、どのように対応していくのか、そここのところは考えておかないといけないと思います。

会 長： そうなってくると、医師会や開業医の先生方との連携が非常に大事になってくるということでしょうか。

委 員： 病院での連携や市の保健福祉センターなどにご尽力いただかなくてはいけないのかなと思っています。

会 長： 他の市町村とは違うところですか。

委 員： 公立の病院があれば全面的に請け負うのですが、門真市には公立病院がありません。また北河内は公立病院が少ないので、そのあたりは考えていかなくてはいけないところです。

会 長： 北河内で市民病院を持っているのは枚方市だけですね。

委 員： そうです。

会 長： 新型インフルエンザ流行時に行動する中心的なところをどこに定めるのかというところですが、事務局はどのように考えますか。

事務局： 例えば感染外来や帰国者外来をどうするのかという問題もありますので今後医師会との協議を進める中で、市内で拠点としてどうしていくか。また、患者数が増えた場合には、複数の拠点となる所をどうするのかなどを考えていかなければと考えております。

会 長： 吉岡副会長は、医師会としてどのように考えていますか。

副会長： 今のところ、医師会として公式な見解があるとは正直まだ申しあげられません。ある程度の方針が定まって、市のほうから要望を受け、医師会で議論をするという形式になることになります。審議会が始まったことを踏まえて、その時になって慌てることのないよう。今から考えていかなくてははいけません。

会 長： 寝屋川市の場合、結核予防会の病院があるなど、中核になる病院があると

と思いますが、門真市としてはどうですか。

副会長： 呼吸器系、感染症に精通する内科医がいる病院は残念ながら少ない状態です。

主に消化器、循環器などを専門にされている一般病院が現状少ない状態です。

会 長： もし、新型インフルエンザ等が流行した場合、門真市として公衆衛生的に対応できる場所としては、保健福祉センターになるということですか。

基本的に保健福祉センターは、病的な人を扱うところではなく健康的な人を扱うところですね。

事務局： 休日診療所の機能としては、限界がございますので、どの程度まで拡大できるかの検討を深めていく必要があるかと考えております。

会 長： 診療施設として、休日診療所があるのですね。

事務局： はい。

会 長： 逆に言えば、発熱外来等の拠点として保健福祉センターが拠点になりうるのですね。

事務局： そこまでは結論が出ていません。

会 長： 一つの選択肢にはなるというところですね。

副会長： 病院機能があるわけではないので、できても発熱外来程度になってしまうのではないかと思います。もし、肺炎や脳症などたくさんの方が入院治療になるとその繋ぎのところがうまくできるのかどうか、もしできなければ、一か所の発熱外来で患者さんが増えた時にまかなえるのかどうかなどの問題がありますので、一か所の発熱外来ではたぶんどうしようもない状況になると思うので、何か所かで発熱外来等を設ける方法を考えていく必要があるのではないかと私は考えます。

委 員： 夜間に病院へ行くようなことがあると、病院と自宅が別になっている先生も多いように感じるので、近くに夜間でも診療してもらえる病院があれば安心できますが。

会 長： 脳炎などは症状が進んでいきますので、それも大事な問題です。四橋委員、救急搬送なども考えて行動計画を作っていけないといけないかと思いますがいかがでしょうか。

委 員： 搬送で言えば、通常5台で救急搬送をしているが、最高で7台の車で搬送

できるような体制です。

会 長： ありがとうございます。特に新型のインフルエンザの流行と同時に高齢者は発症します。また、若い人の発症者の対応も考えなければならないとおもいます。高齢者の対応などはどのように考えていますか。特に独居の高齢者について、中道委員どうでしょう。

委 員： 具体的な対策というものはまだ考えていませんが、災害対策関連で要援護者名簿を作成中です。独居老人や障がい者などの方の名簿の整理を進めているところです。その名簿を利用し、どこにどのような方がおられるのか、例えば高齢者ですと、どこの福祉サービス事業所を利用しているかなどを把握する流れでの作業を行っています。新型インフルエンザ等が流行した場合には、その名簿を流用することは可能かと考えています。

会 長： ありがとうございます。副島委員どうでしょう。

委 員： 門真市だけに限定した話ではないでしょうし、北河内全体で流行した場合、門真市としてどうしていくのか、初期段階でどうおさえていけるのか指針などはあるのでしょうか。

会 長： 大阪府としてはどのように考えていますか。

委 員： 府内での未発生時の時期に、帰国された方で熱の高い方をどこが受け入れるか、協力医療機関での入院がどこでできるかは、現在保健所で調整しているところです。保健所のほうで、初期の段階での入院は紹介できます。接触者外来や発熱外来をどこに置くのかを今後、市や医師会等と相談をしていかなくはないと思っています。

会 長： ありがとうございます。以前スペイン風邪が流行したときに、海外のある市の話ですが、外に出てはいけない、家から出ないようにと言った市がありまして、その市の死亡者数が、外に出ることに抑制をかけなかった周りの市と比べると、死亡率が極端に少なかった。インフルエンザ等が流行した時には、できるだけ人と接触しないのが基本です。そのようなことも行動計画に盛り込めたらいいのではないかと思います。基本的には、健康な人が感染しない、初期の段階でどこへ行けばいいのか、重症化した時にどうするのかというように、どのようなラインで流れていくのかをイメージ出来るような行動計画を策定できればと考えています。

藤江委員いかがでしょうか。

委員：2009年の時に流行したことを思い出していたのですが、国の対応がその後でのメディアでは過剰すぎたのではないかという意見もあったのですが、市民への感染を防ぐためには、まず自分達が感染しないなどを徹底できるようなことができればいいかと思います。個人単位ではなく、職場や会社、企業、学校など過剰に反応しすぎだといわれても徹底するべきだと思います。

会長：門真市に特化した特徴でいうと、先ほど高林委員から話のあったとおり、病院など拠点となるところがないということですし、結核患者が多いという特徴などを行動計画に盛り込めたらと思います。また、発症者が出た場合にうまく流れていくラインというものがポイントになると思います。

委員：あとワクチンですが。

会長：パンデミックワクチンが間に合えばいいですがね

委員：そのあたりを考えていただいたほうがいいのではないのでしょうか。主要項目のところにもワクチンが入っていますので。

会長：それは国のほうから指針が出ます。

副会長：国からの指針が出ると思うので、それを超えてするのは難しいと思います。

委員：具体的にワクチンをどこで接種するとかはどうですか。

副会長：門真市としては経験がありますので、以前流行したインフルエンザのときは、市のほうと連携し保健福祉センターで集団接種をさせていただいたので、集団接種をするというローカルの部分についてはある程度整っていると思います。そうですね。

事務局：はい。

副会長：市としてはできないので、以前行ったときのように、例えば医師会長が移動医療診療所として届け出をし、もちろん保健所の許可をいただいでですが、集団接種は可能かと思います。

会長：わかりました。八尾委員からなにかございますか。

委員：先ほど副会長がおっしゃっていました前回の新型インフルエンザのときは、集団接種のお手伝いをさせていただいたのを思い出しました。

会長：これで各委員からの意見等を拝聴できたと思います。他に意見等ございますか。ないようでしたら、最後に議題4「その他」として、事務局より何か

ありますか。

事務局： 審議会終了後、次回審議会のスケジュール調整をさせていただきたいと思  
います。

会 長： それでは、本日の会議は以上をもって終了させていただきます。皆様、あ  
りがとうございました。